

生駒市規則第 20 号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 6 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成 8 年 10 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表生駒市コミュニティセンター市民サービスコーナーの項を削る。

第 4 条ただし書を削り、同条第 5 号中「個人事項証明書」の次に「並びに戸籍の附票の写し」を加える。

第 5 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号エ中「年末年始」を「12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日まで」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号エ中「年末年始」を「12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日まで」に改め、同号を同項第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

（生駒市公印規則の一部改正）

2 生駒市公印規則（平成 9 年 3 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の表中

「

7	市長印	てん書	縦横 21mm	生駒市 長之印 市民課専用 2	生駒市コミュニティセンター市民サービスコーナーにお	市民課長
---	-----	-----	---------	-----------------------	---------------------------	------

					する基本鑑外に明 理基印び録証 処民、及登る て住帳、人す いる台登国関事	
--	--	--	--	--	---	--

を

7	削除
---	----

に

改める。